一般社団法人日本発達心理学会 広報委員会規程

1990年4月23日　制定

改正　1993年 1月 1日

2009年 2月 8日

2011年6月30日

2014年3月20日

2016年9月25日

2017年3月24日

2021年3月21日

2022年9 月4 日

2023年3月21日

（目 的）

第１条　この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第３５条に基づき、広報委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第２条 委員会は、広報委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、広報委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、委員若干名、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

2　委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3　委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4　委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

（職 務）

第３条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2　委員は、第４条で定める業務内容を担当する。

3　委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

（業務内容）

第４条　委員会は、ニューズレター委員会、インターネット・ニューズ委員会及びウェブ委員会と連携を取り、広報に関する次の事項を審議し、処理する。

（1）日本発達心理学会事務局及び各委員会の活動についての広報

（2）年次大会についての広報

（3）その他、必要な事業に関すること

（会議の開催）

第５条　委員会は、委員長がこれを開催する。

2　電磁的方法で審議を行うことができる。

（議 事）

第６条　委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2　委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

（改 定）

第７条　この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。